

第30回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年11月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第30回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。 欠席委員は3番 三田隆俊委員であります。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第4号について 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第30回足利市農業委員会総会を開会いたします。 【午前9時31分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 1番 小山 勉委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

議長 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

議長 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が1,144㎡となっております。

議長 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が11件、筆数が13筆、面積が3,959㎡となっております。

議長 合計いたしまして件数が14件、筆数が16筆、面積が5,103㎡となっております。

議長 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから5ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主査 議案書の6ページをお開き下さい。

議長 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議長 1番、申請地は五十部町地内の畑、面積447㎡で、施設の概要は太陽光発

電設備で、太陽光パネル108枚を190㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例 協議済で、開放型浸透槽を設置する予定で、農地法4-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

11月の5条申請件数は14件、うち太陽光発電を目的とした申請が11件、一般住宅2件、駐車場用地1件となっております。

では、1番からご説明いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の田、面積42㎡ほか2筆、計1,079㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル180枚を292.83㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が47ページから51ページに載せてございますので、ご覧ください。

では、議案書7ページにお戻りください。

2番、申請地は寺岡町地内の畑、面積321㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル138枚を230.46㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認

済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の52ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてございます。

では、議案書7ページにお戻りください。

3番から10番まで、計8つの申請となりますが、すべて松田町地内の農地となります。位置図はスクリーンのとおりで、計12筆、9,290.61㎡となっております。

では、3番からご説明いたします。

3番、申請地は松田町地内の田、面積1,067㎡ほか1筆、計1,073.61㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル264枚を522.72㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書7ページにお戻りください。

4番、申請地は松田町地内の田、面積357㎡ほか1筆、計1,494㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル270枚を534.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、4番の調査書は54ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書8ページをお願いします。

5番、申請地は松田町地内の田、面積829㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル204枚を403.92㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の55ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書 8 ページにお戻りください。

6 番、申請地は松田町地内の田、面積 1, 299 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 260 枚を 514.8 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、6 番の調査書は 56 ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてございます。

では、議案書 8 ページにお戻りください。

7 番、申請地は松田町地内の田、面積 1, 001 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 232 枚を 459.36 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の 57 ページをご覧ください。7 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書 8 ページにお戻りください。

8 番、申請地は松田町地内の田、面積 542 m²ほか 1 筆、計 885 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 192 枚を 380.16 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、8 番の調査書は 58 ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書 8 ページにお戻りください。

9 番、申請地は松田町地内の田、面積 1, 312 m²ほか 1 筆、計 1, 569 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 280 枚を 554.4 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の 59 ページをご覧ください。9 番の調査書となっております。

ります。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書9ページをお願いします。松田町の最後の案件です。

10番、申請地は松田町地内の田、面積1,140㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル240枚を475.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の60ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。右のページに位置図を載せてあります。

では、議案書9ページをお願いします。

11番、申請地は板倉町地内の田、面積207㎡、施設の概要は駐車場用地です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。また、申請地は、隣接する板倉町1458-6、雑種地、496㎡と一体利用する計画です。

続きまして、議案書の61ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

12番、申請地は新宿町地内の畑、360㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積118.83㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の62ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

13番、申請地は新宿町地内の畑、284㎡です。こちらは、12番に北側で隣接する農地となります。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積113.03㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接す

る住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の63ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なもの判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

14番、申請地は瑞穂野町地内の田、581㎡ほか1筆、計1,166㎡、施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル272枚を455㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、64ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。

なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

以上、5条許可申請14件です。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番

10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の46ページをご覧ください。

調査年月日は令和元年11月14日、木曜日、午前9時から、調査班は星野委員を班長といたしまして、小山委員、本島委員、三田会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、栃木市で翻訳業など営む申請人が、事業の安定化につなげるために、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

既存業務の取引先があるために、頻繁に訪れている足利市で土地を探したところ、日当たり、面積、車両の進入のしやすさなどの条件を満たす申請地を、適地として選定したということです。

発電出力は49.5キロワットで、転用にかかる事業資金については、すべてを自己資金で賄います。

安全対策のフェンスについては、測量後、申請地境界から50cm内側に設置し、除草は年3回行います。また、当該事業によって進入路がなくなってしまう農地はありません。

申請地の中央を縦断する国有畦畔は、転用許可後、払い下げを行う予定で、宇都宮財務事務所と協議を進めています。

また、申請地の一部は地面が低くなっていますが、造成は行わず、整地のみとし、砂利を数センチ敷く計画です。雨水は敷地内浸透とし、他への排水はないものと思われま

さらに、申請地の東側にある市が管理する畦畔は、水路の機能があるため、現状を維持するとのことでした。

申請地は、東側、北側、西側は畑、南側は市道となっています。周囲は農地ですが、パネルを農地から離して配置し、草刈りも適正に行うとのことで、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、大沼田町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

なお、現状を維持する水路については、現在、土砂や枯葉で埋まっているため、パネルの設置工事の際に、市の指導のもと、土砂などをさらい、水路機能を再生させてほしいと要望させていただきました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から14番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番から14番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の10ページをお開き下さい。

議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、所有者からの要請等により農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、定例会の議決により判断することになり、今回上程させていただいたものです。

1番、対象地は松田町地内の畑、面積621㎡、耕作放棄地の把握年月日は令和元年11月7日、現況確認日は同じく11月14日です。

現地の状況は、杉が植えられ山林の様相を呈しており、農地に復元することが困難であると見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということでございます。

続きまして議案書の65ページをご覧ください。

位置図、公図が載せてございます。また、66ページに地籍図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行い、対象地は集落に近い山の裾野にあり、以前は畑として耕作していたようではありますが、現在は杉の木が植林されていることを確認しました。周囲は山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と、判断いたしました。

結論として、調査班としては、非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を非農地と判断することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題に関連事案がございますので、森山運営委員長に議長を交代したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは、森山運営委員長に議長を交代いたします。

【午前10時22分 議長交代】

議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の11ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年11月29日公告分であります。

議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。所有権移転は2件で面積6,621㎡です。続きまして貸借権設定(利用権設定)が、

106件で面積331,115㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が13ページから39ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、40ページをお開きください。

1番、申請地は上渋垂町地内の畑、面積2,910㎡で、売買価格は総額で130万9千500円です。

続きまして2番、申請地は県町地内の田、面積2,746㎡ほか1筆で、売買価格は170万円です。

続きましていずれも、審議の後、承認をいただきましたら、11月29日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番から8番及び所有権移転を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により4番 藤生委員、9番 長谷川委員、14番 赤坂委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時24分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第4号 1番から8番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した4名の委員の出席を求めます。また、長谷川職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時25分 出席・議長交代】

議長

続いて、9番から106番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、9番から106番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

議案書の41ページをお開き下さい。

報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は江川町3丁目地内の田、面積678㎡、施設の概要は建売住宅用地で、受理年月日は令和元年8月29日、取消理由は売買不成立のためで、取消の日付は令和元年10月17日です。

続いて非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は新宿町地内の畑、現況 宅地、面積25㎡です。願出の理由は、昭和61年頃から宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年10月18日、処理の日付は同じく10月24日です。現地確認は事務局と三田照子委員で行っております。

続きまして2番、申請地は里矢場町地内の畑、現況 宅地、面積計237㎡です。願出の理由は、昭和45年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年10月18日、処理の日付は同じく10月24日です。現地確認は事務局と三田照子委員で行っております。

続きまして3番、申請地は川崎町地内の畑、現況 宅地、面積68㎡です。願出の理由は、昭和55年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年10月21日、処理の日付は同じく10月23日です。現地確認は事務局と清水委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第30回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時29分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月25日

足利市農業委員会

1番委員

15番委員